

指定給水装置工事事業者 申請時確認事項 記入様式

氏名又は名称 多賀城水道店

郵便番号、住所 〒985-0873  
宮城県多賀城市中央  
二丁目 25 番 7 号

代表者氏名 多賀城 太郎

電話番号 022-368-1141

①他市町村等（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（公表： 可 不可 ）
平成・令和 2 年 2 月 19 日 ・ 未受講
（未受講の場合、その理由） ※非公表 ※他市町村に登録済みの事業者で、未受講の場合は、「新型コロナウイルスの影響に伴い講習会が開催されなかったため、今後開催されたときに受講予定」と記載願います

②指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日等（修繕対応時間も御記入ください）（公表： 可 不可 ）
休業日： 日、祝日 営業日： 月～土 修繕対応時間： 8：30～17：00 12/28～1/3 上記以外要相談
漏水等修繕対応の可否（公表： 可 不可 ） （該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）
・屋内給水装置の修繕 ・埋設部の修繕 ・その他（ ※その他の欄に、夜間や土日祝日の対応について記載いただいてもかまいません ）
対応工事種別（ 新設 ・ 改造 ）（公表： 可 不可 ）
配水管からの分岐 ～ 水道メーター （ 新設 改造 ） 水道メーター ～ 宅内給水装置 （ 新設 改造 ）
その他（公表： 可 不可 ） 緊急連絡先： 080-××××-〇〇〇〇（代表者携帯電話番号）

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した市にその旨を届け出るようお願いいたします。

### ③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則（以下抜粋）

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
多賀城 太郎	給水装置振興財団 e-ラーニング	令和3年7月20日
壺碑 あやめ	自社内研修 〇〇に関する業務研修	令和4年7月27日
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">※e-ラーニングや現地研修等で修了証や受講証がある場合、写しの提出をお願いします。 自社研修等で修了証等がない場合、当該欄への記載のみで構いません。</div>		
上記の内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可		

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

④過去1年以内の給水装置工事に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則（以下抜粋）

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

- 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

※1 □「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象)	配水管への分水栓の取付、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○か×を記入)	配水管への、せん孔を行う資格を有しているか (○か×を記入・資格を有することを証する書類の写しを提出してください)	せん孔を行うこと以外の資格等を有しているか (○か×を記入)		工事年度
			保有している資格 ※2 (主な2つまで記載してください・資格を有することを証する書類の写しを提出してください)		
多賀城 太郎	○	○	○	配管工	R4
壺碑 あやめ	×	○	○	検定会合格者 技能者検定	R3
政庁 次郎	×	×	×		R3
上記内容の公表の可否					
<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可					

※1

1枚目の「対応工事種別」で「配水管からの分岐～水道メーター」の新設及び改造共に丸をつけなかった方は四角に「レ点」を入れてください。その場合、表への記載は不要です。

※2

当該欄に記載するものとしては、

- 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた「配管工」
- 職業能力開発促進法第44条に規定する「配管技能士」
- 職業能力開発促進法第24条に規定する、都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の「配管科の課程の修了者」
- 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する、配管技能に係る検定の合格者である、『配管技能者「講習会修了者」』、『配管技能「検定会合格者」』又は、『配管「技能者認定」を受けた者』の内「」で囲んだものを記載してください。